

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月21日(水)
午後3時23分～午後3時57分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 笹 森 波
委員 千 葉 栄 幸 委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及 川 秀 一
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤 博
次長兼議会総務係長 佐藤 恵子
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 決議案の取扱いについて

午後 3 時 2 3 分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりです。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る一切の資料を、お手元に配付しておりますので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

決議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。若林係長。

○書記（若林 潤） それでは、決議案の取扱いについて御説明します。

まず、提出された決議案について説明しますので、別にお配りしております資料1を御覧ください。

資料1の議会案第4号につきましては、荒川洋平議員外2名の賛成をもって、吉田 良議員より本日議長宛てに提出された決議案です。

それでは、決議案の内容について朗読いたします。

「議案第56号 令和5年度名取市一般会計補正予算（第4号）」における、なとりスーパーキッズ育成事業に対する予算執行留保の附帯決議（案）なとりスーパーキッズ育成事業（以下「本事業」）についてはこれまでに2回、議員協議会で説明が行われてきた。本年1月12日の議員協議会では、職員提案が基となった構想であることや、首都圏からの移住・定住を図るといった目的のほか、事業概要やスケジュール等が説明された。議会側からは、職員による提案を積極的に採用しようとする姿勢や、新たな事業に挑戦することを評価する発言があった一方、市民が求めている事業ではないこと、プロモーションの効果への予測が甘いこと、オリンピック出場選手を育成するためには施設の整備が不十分であること、認定キッズの将来に責任を持ってないことなど、事業の妥当性に対する疑問や懸念の声が多くを占めた。

5月22日の議員協議会では、1回目における議会側からの指摘事項への対応とともに、ドロップアウトプログラム体制とメンタルケア体制が新たに示された。議会側の懸念を解消するための努力が認められる一方で、本来営利企業が行うべきことを行政が行う理由や、スケートボード以外の競技の導入に向けた展望などの説明は尽くされておらず、不安材料が払拭されたとはいまだ言えない状況にある。

人口減少・少子高齢化問題への対応、市の認知度向上、児童生徒の体力・運動能力の改善は、本市の課題として議会側も共有しており、解決に向けた施策の推進に異存はない。しかし本事業の現時点での構想は、それらの課題を解決するには根拠が薄く、予想される弊害は多岐にわたる。こうした議会側の憂慮を押し切る形で、本事業費が補正予算に計上されたことは、執行部と議会との信頼関係に深い亀裂を生じさせることにもつながりかねない。

以上の理由から、下記3事項について取り組まれるまでの間、本事業に係る予算執行の留保を求める。

記

- 1 本事業に対する市民の理解を得ること
- 2 全ての児童生徒の立場を考慮し、スポーツに親しむ機会の拡大と、心身両面にわたるケアの充実を図ること
- 3 本市のシティプロモーションを目的とする諸事業について、効果を検証するとともに課題を整理し、本事業がその課題解決につながるとされる理由を明確に説明すること

以上、決議する。

令和5年6月21日

名取市議会

以上が決議（案）の文案です。

次に、次第書の下段の箱書き、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項を御覧ください。

VII 議員提出議案（意見書除く）に関する事項の2では、決議案等議会案（意見書除く）については、議会運営委員会において協議し、全会一致を原則として上程するものとする、とされております。また3では、2の規定に

より全会一致にいたらない場合は、過半数の賛成により上程できるものとする、とされております。

今回の議会案につきましては、これまでの多くの議会案のように、会派代表者会議や本委員会で協議がなされ、全会一致で議案提出を決定してきたものとは異なりますので、先ほど御説明しました申し合わせ事項Ⅶの2・3に照らして、まずは、本議会案を上程することについて、本委員会で決定を行うこととなります。

次に、上程することとなった場合の取扱い案について御説明いたします。

まずは、議会案第4号の議案書につきまして、この休憩中に議席へ配付いたします。

議会運営委員会終了後本会議を再開いたしまして、決議案1か件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とし、議会案第4号を上程いたします。

次に、審議方法及び審議の流れにつきましては、お手元の資料2を御覧ください。

まず、本会議再開後、諸般の報告により議会案第4号の提出と配付について報告いたします。

次に、日程の追加を簡易採決により決定し、議会案第4号を追加日程第1として直ちに議題とします。

次に、議会案第4号を議題として上程し、提出者より提案理由の説明を求め、提案理由の説明の後、質疑を行います。

次に、委員会付託の省略について簡易採決により決定し、討論を行います。

次に、採決ですが、起立採決としたいと考えております。

この決議案につきましては、特に地方自治法の定めはなく一般の決議の取扱いと同様ですので、過半数議決となります。

名取市議会運営等に関する申し合わせ事項の中で、決議案等議会案については議運において協議し、全会一致を原則として上程するものとするという申し合わせがあります。全会一致であれば簡易採決でも足りるものかと判断しておりますけれども、今回につきましては、議員個人として提出された決

議案ですので、起立採決が適切かということでの御提案です。

決議案の取扱いについての説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見等をお受けしたいと思えます。休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 0 分 休憩

【休憩中の概要】

- ・ 休憩中に会派に持ち帰り、決議案について議会案として上程するかどうか協議を行うこととした。
- ・ 会派内での協議の結果、議会運営委員会では全会一致が見込まれなかった。

午後 3 時 5 5 分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

ただいま委員各位より御意見を伺いました。議会運営委員会での協議は、全会一致が望ましいのですが、そうでない場合は、名取市議会委員会条例第 15 条の規定により表決することとなります。それに沿って進めてまいりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております、決議案の取扱いについて、名取市議会委員会条例第 15 条に基づき、採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大友康信） 起立多数であります。

よって、決議案の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。この件について、早速各会派へ御説明願います。

ここで、議長より発言の申出がありますので、これをお受けいたします。
議長、どうぞ。

○議長（菊地 忍） 本日も見られましたが、本会議中にスマートフォンで写真を撮影して、それをSNSに上げている議員がいました。スマートフォンの議場への持込みは、あくまでも資料の検索のために許可しており、写真撮影までは許可しておりませんので、慎んでください。傍聴者が写真撮影をする分には問題ありませんし、休憩中に議場の様子を撮影することは良いですが、本会議及び委員会中の写真撮影は禁止しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大友康信） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時57分 散会

令和5年6月21日

議会運営委員会

委員長 大友 康信